

2015 年度海外制度調査

マレーシアにおける 化学品の輸入制度

2016年2月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

貿易投資相談課

クアラルンプール事務所

目次

略語.....	1
添付資料.....	4
第1章：はじめに.....	5
1. 調査内容.....	5
2. 本報告書の構成.....	5
第2章：マレーシアへの化学品輸入に関する規制の概要.....	7
1. 2012年関税令.....	7
2. 2012年輸入禁止令.....	7
3. 輸入者の登録.....	15
3.1 ePermit 登録—税関の情報システム (Sistem Maklumat Kastam: SMK) とのリンク	15
3.2 ビジネスライセンス.....	15
第3章：所轄官庁への輸入ライセンス、輸入許可および各種認可申請の手続き.....	16
1. 1952年毒物法 (Poison Act 1952) において「毒物」と指定されている化学品.....	16
2. 有毒化学物質.....	17
2.1 1993年化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約 (Convention on the Prohibition of the Development, Production, Stockpiling and use of Chemical Weapons and the Destruction 1993) により特定される毒性化学物質	17
2.2 その他の有毒化学物質.....	20
3. ハイドロクロロフルオロカーボン (Hydro Chlorofluorocarbons) ガス.....	21
4. 肥料、発根用土・培養土.....	21
4.1 動物由来の肥料.....	21
4.2 発根用土または培養土.....	26

5. 農薬.....	28
6. 人工甘味料.....	30
7. 一般廃棄物.....	32
8. 火薬類および花火.....	36
8.1 火薬類.....	37
8.2 花火.....	38
9. 放射性物質.....	39
10. 玩具の雷管.....	41
第4章：関連法および規則	43
第5章：所轄官庁・関連機関	46

本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）クアラルンプール事務所がQuantum Consulting Services Sdn Bhdに作成委託し、2016年2月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依頼すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

略語

AELB	Department of the Atomic Energy Licensing Board 原子カライセンス委員会
BLESS	Business Licensing Electronic Support System
CPA 1999	Consumer Protection Act 1999 1999年消費者保護法
Customs Order 2012	Customs Duties Order 2012 2012年関税令
CWCA 2005	Chemical Weapons Convention Act 2005 2005年化学兵器禁止条約
Dagang Net	Dagang Net Technologies Sdn Bhd ダガンネットテクノロジー社
DOA	Department of Agriculture 農業局
DOE	Department of Environment 環境局
DVSAI	Department of Veterinary Services and Animal Industry, Sabah サバ州獣医局
EHSNR	Environmentally Hazardous Substances Notification and Registration Scheme 環境負荷物質通知・登録
EPS	Department of Environment Protection, Sabah サバ州環境保護局
FA 1983	Food Act 1983 1983年食品法
FR 1985	Food Regulations 1985 1985年食品規則
FSQD	Food Safety and Quality Division 食品安全品質局
HCFC	Hydrochlorofluorocarbons gas ハイドロクロロフルオロカーボンガス
Imports Prohibition Order 2012	Customs (Prohibition of Imports) Order 2012 2012年関税（輸入禁止）令
IPD	District Police Headquarters or Ibupejabat Polist Daerah 地区警察本部

JKTPMOBO	Technical Committee Meeting for Importation and Microorganism and Organic Substance or Mesyuarat Jawatankuasa Teknikal Perimportan Mikroorganisma & Bahan Organik 微生物及び有機物質技術審査会
KLIA	Kuala Lumpur International Airport クアラルンプール国際空港
MDTCC	Ministry of Domestic Trade, Cooperatives and Consumerism 国内取引・協同組合・消費者省
MIDA	Malaysian Investment Development Authority マレーシア投資開発庁
MITI	Ministry Of International Trade and Industry 国際貿易産業省
MOA	Ministry of Agriculture & Agro-based Industry 農業・農業関連産業省
MOH	Ministry of Health 保健省
MOHA	Ministry of Home Affairs 内務省
MUHL	Ministry of Urban Wellbeing, Housing and Local Government 都市福祉・住宅・地方自治省
NACWC	National Authority Chemical Weapons Convention 化学兵器禁止条約担当国家機関
NPCB	National Pharmaceutical Control Bureau 国家医薬品管理局
NREB	National Resources and Environment Board 国家資源環境委員会
NSWM	National Solid Waste Management Department 国家廃棄物管理局
PB	Pesticides Board 農薬委員会
PBD	Plant Biosecurity Division 植物生体安全課
PSD	Pharmaceutical Services Division 薬物サービス局
RMP	Royal Malaysian Police Department マレーシア警察

SMK	Sistem Maklumat Kastam (Customs Information Systems) 税関の情報システム
SVA	State Veterinary Authority, Sarawak 州の獣医局
SW CORP	Solid Waste and Public Cleansing Management Corporation 廃棄物処理及び清掃管理法人

添付資料

添付資料 1	化学品輸入手続きのフローチャート
添付資料 2	フォーム JK 69
添付資料 3	2012 年輸入禁止令の抜粋
添付資料 4	環境局—添付資料 1 (Lampiran1) : 工業用化学品輸入に関するチェックリスト DOE
添付資料 5	フォーム PQS.3 “Application For Permit To Import Soil/Compost/Rooting Media/Stine/Rock/Clay
添付資料 6	SVA (サラワク州獣医局) —Import Permit の取得条件
添付資料 7	RMP (マレーシア警察) —下記申請に関するチェックリスト英訳 (i) Application for License for Magazine/ Storage and business of explosives/ Change Licensee Name / Company Name (ii) Application to Import Explosives or Completely Knocked Down Air Bag (iii) Application to Import Completely Build Up (CBU) Air Bag (iv) Application to Import Fireworks and Theatrical Pyrotechnic
添付資料 8	AELB - Class A ライセンスおよび Class E ライセンスのチェックリスト英訳

第1章：はじめに

1. 調査内容

本報告書は、下表のマレーシア貿易分類・関税令（Malaysian Trade Classification and Customs Duties Order: MTCCO）に分類されている化学品輸入に関する規制、要件および手続きについて調査したものである。

分類	品目
第28類：	無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物
第29類：	有機化学品
第31類：	肥料
第36類：	火薬類、火工品、マッチ、発火性合金及び調製燃料
第38類：	その他化学品

2012年関税（輸入禁止）令<Customs (Prohibition of Imports) Order 2012、以下「2012年輸入禁止令」>により、上表の分類に記載されている化学品で、特定のものについては、輸入者は事前に認可またはライセンスを各所轄官庁より取得しなければならない。

本報告書は主にこれらの化学品の輸入に関する認可およびライセンスについてまとめたものである。このため、各事業者がその事業を行うのに必要な認可またはライセンス、例えば製造業者が取得しなければならない製造ライセンス、各事業所に地方自治体により発行されるビジネスライセンス、流通サービス業者が取得すべき国内取引・協同組合・消費者省より発行されるガイドラインに基づく認可書などについては触れていない。

2. 本報告書の構成

第2章は、化学品の輸入規制、禁止事項、輸入者登録などの概要について述べたものである。

第3章は、特定の物品に関し必要な各所轄官庁への輸入ライセンス、輸入許可および認可の申請手続きについてまとめたものである。

第4章は、関連法および規則について、第5章は所轄官庁および関連機関について表にまとめたものである。

第 2 章：マレーシアへの化学品輸入に関する規制の概要

化学品の輸入は、1967 年関税法（Customs Act 1967）に基づいた 2012 年関税令（Customs Duties Order 2012）、2012 年輸入禁止令（Customs (Prohibition of Imports) Order 2012）および各法令中の表に従って行われなければならない。

1. 2012 年関税令

2012 年関税令には、適用される関税、すなわち輸入税および物品・サービス税（GST）ならびに必要な輸入ライセンス、許認可が規定されている。

2012 年関税令については下記リンクを参照。

[http://www.customs.gov.my/en/pg/pg_co1/Customs%20Order%2014%20\(2012\)/P.U%20\(A\)%20275.pdf](http://www.customs.gov.my/en/pg/pg_co1/Customs%20Order%2014%20(2012)/P.U%20(A)%20275.pdf)

[http://www.customs.gov.my/en/ip/ip_co/Customs%20Order%2014%20\(2012\)/P.U%20\(A\)%20275.pdf](http://www.customs.gov.my/en/ip/ip_co/Customs%20Order%2014%20(2012)/P.U%20(A)%20275.pdf)

適用される関税および GST については下記リンクを参照。

<http://tariff.customs.gov.my/>

2. 2012 年輸入禁止令

2012 年輸入禁止令では、下表のとおり、規制の種類が 5 つの表（Schedule）に分けられている。

表 (Schedule)		品目
第 1 表 1 st Schedule		輸入が完全に禁止されている品目
第 2 表 2 nd Schedule	第 1 部 Part 1	所轄官庁から輸入ライセンスを取得する必要がある品目
	第 2 部 Part 2	マレーシアに持ち込むには輸入ライセンスが必要な品目。ただし、特定の自由地域（Free zone）に持ち込む場合は除く。

表 (Schedule)		品目
第2表 2 nd Schedule	第3部 Part 3	マレーシアに持ち込むには輸入ライセンスが必要な品目。ただし、ラブアン、ランカウイ、ティオマンおよび特定の自由地域は除く。
第3表 3 rd Schedule	第1部 Part 1	輸入方法について条件が付されている品目
	第2部 Part 2	輸入方法について条件が付されている品目。ただし、自由商業地域 (free commercial zones) については除く。
	第3部 Part 3	2008年絶滅危惧種国際貿易法 (International Trade in Endangered Species Act 2008) により、輸送管理されている品目で、輸入方法について条件が付されている品目。
第4表 4 th Schedule	第1部 Part 1	特定のマレーシア基準および輸入方法に従って輸入されるべき品目。
	第2部 Part 2	特定のマレーシア基準および輸入方法に従って輸入される必要がある品目。ただし、自由商業地域については除く。
第5表 5 th Schedule		輸入ライセンスの申請にはフォーム JK69 ¹ を提出する。

第2表第3部、第4表第1部は、化学品には該当しない。

2012年輸入禁止令については下記リンクを参照。

[http://www.federalgazette.agc.gov.my/output/pua_20121231_P.U.%20\(A\)%20490%20-%20Larangan%20Import%20Final%20\[Warta%20311212\].pdf](http://www.federalgazette.agc.gov.my/output/pua_20121231_P.U.%20(A)%20490%20-%20Larangan%20Import%20Final%20[Warta%20311212].pdf)

2012年輸入禁止令の最新情報については下記リンクを参照。

http://www.federalgazette.agc.gov.my/eng_main/main_warta_harian.php?y=2012&jenis_pu=pua&Go=Go

以下の化学品については、2012年輸入禁止令の特定の表中に記載がある。

第1表に挙げられている化学品は、マレーシアへの輸入が完全に禁止されているものである。

¹ JK69のフォームについては、添付資料2を参照。

表	化学品
第1表	<ul style="list-style-type: none"> 有毒化学品と鉱物。品目リストの詳細は添付資料 3 (21～22 ページ) を参照。 モントリアル議定書中に明記されている物質。品目リストの詳細は添付資料 3 (23～24 ページ) を参照。 動物のえさに使われる調合物でサルブタモール、クレンブテモール、サルメテロール、テルブタリンまたはホルモテロールを含むもの。

第2表から第4表までに掲げられている品目は、下表のとおり、各所轄官庁よりライセンス、許認可の取得、または輸入方法についての条件に従うことで輸入が可能になる。

輸入ライセンス、輸入許可 (Import Permit) または認可は、事前に取得しておく必要がある。化学品輸入に関する各ライセンス、許認可の申請手続きについては、本報告書第3章を参照。

表	関税番号	所轄官庁／輸入条件
第2表第1部	2812.10.100 (三塩化ヒ素) , 2811.22.100, 2915.24.000; 2915.90.000, 2939.41.000; 2939.42.000, 2939.44.000; 2841.61.000, 2914.31.000, 2924.23.000, 2932.91.000, 2932.92.000, 2932.93.000, 2932.94.000, 2939.61.000, 2939.62.000, 2939.63.000, 2916.34.000, 2939.30.000, 2922.19.900, 2922.50.000, 2924.29.000	保健省医薬品サービス課 Pharmaceutical Services Division, Ministry of Health (PSD, MOH) 申請手続きについては、 第3章：1. を参照。
第2表第2部	2903.19.100 (メチルクロロホルム) , 2931.90.900, 2930.90.900, 2921.19.000, 2933.39.900, 2918.19.000, 2933.39.900, 2921.19.000, 2922.19.900, 2930.90.900, 2930.90.100, 2812.10.100, 2852.90.000, 2812.10.900, 2920.90.100, 2922.13.100 第28類、第29類、第31類、第36類および第38類にあるすべての品目	国際貿易産業省 Ministry of International Trade and Industry (MITI) 申請手続きについては、 第3章：2. を参照。

表	関税番号	所轄官庁／輸入条件
第2表第2部	2903.77.510, 2903.71.000, 2903.77.590, 2903.77.660, 2903.77.610, 2903.72.000, 2903.77.620, 2903.77.690, 2903.77.630, 2903.74.000, 2903.77.999, 2903.77.910, 2903.75.000, 2903.77.920 (ハイドロクロロフルオロ カーボンガス「HCFCs」)	環境局 Department of Environment (DOE) 申請手続きについては、 第3章：2.2 を参照。
	2922.19.900, 2922.50.000, 2924.29.000 (フェネチルア ミンとその塩類) , 2903.77.510, 2903.71.000 2903.77.590, 2903.77.660 2903.77.590, 2903.77.610 2903.72.000, 2903.77.620 2903.77.690, 2903.73.000 2903.77.630, 2903.74.000 2903.77.999, 2903.77.910 2903.75.000, 2903.77.920	保健省医薬品サービス課 申請手続きについては、 第3章：1. を参照。

表	関税番号	所轄官庁／輸入条件
第3表第1部	3101.00, 3105.10 (動物由来の肥料)	<p>半島マレーシアおよびラブアンへの輸入について：</p> <p>(i) マレーシア検疫検査サービス局 (Malaysian Quarantine and Inspection Services: MAQIS) より発行された輸入許可 (Import Permit) が必要</p> <p>(ii) MAQIS による検査、承認が必要</p> <p>申請手続きについては 第3章：4.を参照。</p> <p>サバ州への輸入について：</p> <p>(i) サバ州獣医局 (Department of Veterinary Services and Animal Industry, Sabah: DOVSAI) より発行された輸入ライセンス (Import License) が必要</p> <p>(ii) サバ州獣医局による検査、承認が必要</p> <p>申請手続きについては 第3章：4.1.を参照。</p> <p>サラワク州への輸入について：</p> <p>(i) サラワク州農業局州獣医庁 (State Veterinary Authority, DOA, Sarawak) により発行された輸入許可 (Import Permit) が必要</p> <p>(ii) サラワク州農業局州獣医庁による検査、承認が必要</p> <p>申請手続きについては 第3章：4.1.を参照。</p>

表	関税番号	所轄官庁／輸入条件
第3表第1部	3824.90.900 (発根用土、培養土など)	<p>半島マレーシアおよびラブアンへの輸入について：</p> <ul style="list-style-type: none"> (i) MAQIS により発行された輸入許可 (Import Permit) が必要 (ii) MAQIS による検査、承認が必要 <p>サバ州およびサラワク州への輸入について：</p> <ul style="list-style-type: none"> (i) サバ州またはサラワク州農業局より 1981 年植物検疫規則の下発行された輸入許可 (Import Permit) が必要 (ii) サバ州またはサラワク州の農業局による検査、承認が必要 <p>申請手続きについては 第3章：4.2.を参照。</p>
	2925.11.000 (サッカリン及びその塩類) , 2929.90.100	<p>保健省食品安全品質局 (Food Safety and Quality Division (FSQD) of MOH) による認可が必要</p> <p>申請手続きについては 第3章：6.を参照。</p>

表	関税番号	所轄官庁／輸入条件
第3表第1部	3825.10.000 (一般廃棄物)	<p>半島マレーシアおよびラブアンへの輸入について：</p> <p>(i) 国家廃棄物管理局 (Department of National Solid Waste Management) より発行された認可レターが必要</p> <p>申請手続きについては 第3章：7.を参照されたい。</p> <p>サバ州への輸入について：</p> <p>(i) サバ環境保護局 (Department of Environment Protection for Sabah) より発行された認可レターが必要</p> <p>申請手続きについては 第3章：7.を参照。</p> <p>サラワク州への輸入について：</p> <p>(i) サラワク州天然資源・環境委員会 (Natural Resources and Environment Board for Sarawak) より発行された認可レターが必要</p> <p>申請手続きについては 第3章：7.を参照。</p>
	3604.10.000, 3604.90.900 (爆竹を含む花火), 3601.00.000, 3602.00.000, 36.03, 3604.90, 2920.90.900, 2852.10.000, 2852.90.000, 2850.00.000, 2908.99.000, 2904.20.000, 2920.90.900, 2925.29.000, 2933.69.000	<p>マレーシア警察 (Royal Malaysian Police) からの輸入ライセンスが必要</p> <p>申請手続きについては 第3章：8.を参照されたい。</p>
	38.08, Chapter 28, Chapter 29, 30.02 (全ての農薬) 2930.90.900, 2811.19.200, 2904.90.100, 2904.90.90	<p>農業局農薬委員会 (Pesticides Board (PB), DOA) より発行された輸入許可 (Import Permit) が必要</p> <p>申請手続きについては 第3章：5.を参照。</p>

表	関税番号	所轄官庁／輸入条件
第3表第1部	3825.69.000, 3825.50.000, 3825.90.000, 3825.61.000, 38.25, 3825.61.000, 3825.20.000, 3825.41.000, 3824.82.000, 3825.49.000, 3825.30.000, 3802.10.000, 3825, 3808, 2804.70.000, Chapter 28, Chapter 29, Chapter 38 (有毒かつ危険な廃棄物)	環境局より発行された認可レター (Letter of Approval) が必要 申請手続きについては 第3章：2.2 を参照。
	28.44, 28.45 (放射性物質及び照射装置)	原子力ライセンス委員会 (Department of the Atomic Energy Licensing Board: AELB) より発行され た認可レターが必要 申請手続きについては 第3章：9. を参照されたい。
第3表第2部	2931.20.000 (トリブチルスズ化合物)	環境局より発行された認可レターが 必要 申請手続きについては 第3章：2.2 を参照。
第4表第2部	3604.90.200 (玩具の雷管 Percussion caps)	アジア太平洋試験所認定協力相互承認協定 (Asia Pacific Laboratory Accreditation Cooperation Mutual Recognition Arrangement: APLAC MRA)、または国内取引・協同組合・消費者省 (Ministry of Domestic Trade, Cooperatives and Consumerism: MDTCC) の監理下にある国際試験所認定協力相互承認協定 (International Laboratory Accreditation Cooperation Mutual Recognition Arrangement: ILAC MRA) の加盟国の認定機関より公認された試験所より発行された適合証明書 (Certificate of Conformance: COC) および検査報告書を取得する。 または、MDTCC より免除レターを取得する。 申請手続きについては 第3章：10. を参照されたい。

3. 輸入者の登録

全ての輸入者は、オンライン許可申請システム「ePermit」を通してオンライン登録をする必要がある。ePermitは、税関の情報システム（Customs Information System: SMK - Sistem Maklumat Kastam）、およびその他政府機関やMITI、MOAなど許可発行機関（PIA）²とリンクしているため、輸入者がインターネットを使って、許可の申請およびその取得ができるようになっている。輸入許可は輸入申告内容との確認および通関時に相互参照されるため、電子的にSMKに送られる。

化学品輸入手続きの流れについては、**添付資料1**を参照。

3.1 ePermit 登録—税関の情報システム（Sistem Maklumat Kastam: SMK）とのリンク

ePermit に登録するためには、全ての輸入者はウェブサービスプロバイダーである Dagang Net Technologies Sdn Bhd に下記ウェブサイトを通して登録しなければならない。
(<http://reg.dagangnet.com/>)

ePermit についての詳細は下記リンクを参照。

http://www.dagangnet.com.my/images/pdf_file/epermitbrochure.pdf

3.2 ビジネスライセンス

マレーシアでは、いかなる事業を営むにも、事業所について、事業所が所在する地方自治体よりビジネスライセンス（自治体により呼称が若干異なる。Business License/ Business Premise License/ Trade Licenseなど）を取得しなければならない。地方自治体では、農薬、毒物と指定される化学品の保管・販売を行う事業所について、特定の要件を定めている。

ビジネスライセンスの申請手続き、基準などは、おおむね同様であるものの、自治体により若干異なっており、事業者は、事業所所在の地方自治体に問い合わせ、必要な認可およびライセンスを取得しなければならない。

² ePermit とリンクしている所轄官庁（PIA）のリストについては、下記リンクを参照。
<http://epermit.dagangnet.com/epermit.jsp?jsessionid=028DA2810F97D11C21B9A53D1C33F765>

第3章：所轄官庁への輸入ライセンス、輸入許可および各種認可申請の手続き

マレーシアへの特定の化学品の輸入には、1 つまたはそれ以上の輸入ライセンス、許可、認可が必要である。所轄官庁から取得すべきライセンス、許認可の申請手続きについては以下のとおりである。

1. 1952年毒物法（Poison Act 1952）において「毒物」と指定されている化学品

1952年毒物法（Poison Act 1952³）において「毒物」と指定されている化学品の輸入は、保健省（Ministry of Health: MOH）の薬物サービス局（Pharmaceutical Services Division: PSD）の監理下にあり、輸入者は、輸入許可（Import Permit）を申請、輸入する前に、まずポイズンライセンス（Poison License）を取得しなければならない。

「毒物」（poison）として指定されている物品のリストについては、下記リンクを参照。
<http://www.pharmacy.gov.my/v2/en/documents/poisons-list-4th-february-2015.html>

例えば「三塩化ヒ素」“Arsenic trichloride”（関税番号：2812.10.100）、「過マンガン酸カリウム」“Potassium permanganate”（関税番号：2841.61.000）、「カフェイン及びその塩類」“Caffeine and its salts”（関税番号：2939.30.000）等は毒物に指定されている。

1) Poison License の申請

1952年毒物法により毒物として指定されている物品を輸入しようとする会社は、まず「Poison License Type B」（Type B は卸売事業者用のライセンス）を取得し、指定の毒物を在庫できる事業所としてのビジネスライセンスを地方自治体から取得する必要がある。

「Poison License Type B」所定のフォーム⁴とともにフォーム中に記載してある必要書類、審査料として“PENGARAH KESIHATAN NEGERI”（州の衛生局長）宛てに RM100 の銀行小切手を事業者所在の州の PSD⁵ に提出する。

³ 1952年毒物法（Poison Act 1952）は、下記リンクを参照。

<http://www.pharmacy.gov.my/v2/sites/default/files/document-upload/poisons-act-1952-act-366.pdf>

⁴ 書式については、下記リンクを参照。

http://www.pharmacy.gov.my/v2/sites/default/files/document-upload/pindaan-4-borang-permohonan-baru-lesen-racun-jenis-b-e-permit-natrium-hidroksida_0.pdf

⁵ PSD のリストについては、下記リンクを参照。

<http://www.pharmacy.gov.my/v2/ms/entri/bahagian-perkhidmatan-farmasi-negeri.html>

初めて Poison License を申請する場合、申請者（申請会社の従業員）は面接に合格しなければならない。さらに事業所の倉庫の検査も受けなければならない。

倉庫の検査後、申請審査の所要期間は、7 営業日である。

Poison License は、申請会社の従業員を申請者として個人宛てに発行される。

Poison License Type B の更新申請は、所定のフォーム⁶とともにフォーム中に記載してある必要書類をそろえ、翌年 1 月 1 日までにライセンスの更新が間に合うよう、毎年 10 月中に州の薬物取締局（Pharmacy Enforcement Office）に提出する。

Pharmacy Enforcement Office の更新審査所要期間は、7 営業日である。

規制品に関する Poison License, permit and import / export authorization のガイドラインについては下記リンクを参照。

<http://www.pharmacy.gov.my/v2/sites/default/files/document-upload/general-guideline-application-poisons-License-permit-and-import-export-authorisation-controlled.pdf>

2) 輸入許可 (Import Permit)

Poison License 取得後、ePermit を通して Import Permit を申請することができる。申請には、有効な Poison License、サプライヤーへの発注書、最終使用者による薬物の用途についての宣誓書（会社ゴム印の押印および署名）などの必要書類を提出する。

PSD の Import Permit 許可の所要期間は、3 営業日である。

2. 有毒化学物質

2.1 1993 年化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約 (Convention on the Prohibition of the Development, Production, Stockpiling and use of Chemical Weapons and the Destruction 1993) により特定される毒性化学物質

化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約 (Convention on the Prohibition of the Development, Production, Stockpiling and use of Chemical Weapons and

⁶ 更新用のフォームについては、下記リンクを参照。

http://www.pharmacy.gov.my/v2/sites/default/files/document-upload/pind-3-borang-permohonan-memperbaharui-meminda-menambah-butiran-lesen-racun-jenis-b-e-permit-naoh-v1.1_1.pdf

the Destruction 1993: CWC) により特定される「毒性化学物質及び前駆物質」等の化学製品を輸入するには、国際貿易産業省 (Ministry of International Trade and Industry: MITI) より輸入ライセンスを取得しなければならない。有毒化学物質のリストは添付資料 3 (35～41 ページ) を参照。

MITI への輸入ライセンス申請には、外務省化学兵器禁止条約担当国家機関 (National Authority Chemical Weapons Convention, the Ministry of Foreign Affairs: NACWC) から発行される認可書が必要であり、重要書類の一つである。

申請は、フォーム NACWC-SSPBK-1-2015⁷ および必要書類／情報をそろえて、nacwc@kln.gov.my に E メールまたはファクス番号 03 8889 4276 宛てに提出する。

- 会社情報
- 化学物質の名称
- 関税番号および CAS⁸ 登録番号
- 最終使用者の使用目的・用途の記載
- 最終使用者の名前および住所
- 数量
- 製造者／輸入者／輸出者の名前および住所
- 通関港・地点 (国名の明記)
- 貨物到着予定日

(出所: 外務省化学兵器禁止条約担当国家機関 (NACWC) 担当官より聞き取り)

NACWC の申請手続きに要する期間は 7 営業日である。

NACWC より認可を取得後、MITI への輸入ライセンス (Import License) 申請が可能になる。必要書類は下記のとおりである。

- NACWC より発行された認可書 (2005 年化学兵器禁止条約⁹の第 1、2、3 表中

⁷ フォーム NACWC-SSPBK-1-2015 は下記ウェブリンクより閲覧可能である。

<http://www.miti.gov.my/miti/resources/fileupload/Senarai%20Semakan%20Permohonan%20CWC.pdf>

⁸ CAS 登録については下記リンクを参照。

<https://www.cas.org/content/chemical-substances/faqs#q3> (英語)

<https://www.cas-japan.jp/content/chemical-substances.html> (日本語)

⁹ 2005 年化学兵器禁止条約については下記リンクを参照。

<https://www.opcw.org/chemical-weapons-convention/download-the-cwc/>

どの化学品に該当するかの確認を含む)

- フォーム JK69 (タイプアップしたもので、手書き不可。訂正箇所がないもの)
- 州税関の税関分類局 (Customs Classification Unit of State Customs Department¹⁰) より発行された関税番号確認書 (Confirmation letter) ¹¹
- 請求書 (Invoice) / パッキングリスト / 発注書 (Purchase Order) のコピー (出荷元の詳細が明記されている必要がある。)
- 化学物質安全性データシート (Material Safety Data Sheet: MSDS) のコピー
- 会社登記所 (Companies Commission of Malaysia: CCM) もしくは会社秘書役の認証を受けた会社情報 (Company Profile) のコピー (初回申請のみ)
 - 定款
 - フォーム 24 & 49
 - フォーム 9 および 13 (社名変更があれば)

上記の書類を MITI 輸出入管理部門宛てに提出する。

Import and Export Control Division
Ministry of International Trade & Industry
2nd Floor, Block 10
Government Offices Complex
Jalan Duta
50622 Kuala Lumpur

Tel: 03-6203 3022 (代表)

Fax: 03-6201 3012/4806

Website: www.miti.gov.my

MITI の Import License 申請の審査所要期間は 7 日である。Import License 取得後、輸入通関が可能となる。

チェックリストについては下記リンクを参照。

<http://www.miti.gov.my/miti/resources/fileupload/Senarai%20Semakan%20Permohonan%20CWC.pdf>

¹⁰ 州税関のリストは右記リンクを参照。 http://www.customs.gov.my/en/cu/Pages/cu_std.aspx

¹¹ 確認書取得のためのチェックリストは下記リンクを参照。
<http://www.customs.gov.my/en/Download/Borang/Lampiran%20A%20-%20Permohonan%20Penjenisan%20Barang.pdf#search=tariff%20classification>.

2012 年輸入禁止令第 2 表により、イスラエルからの輸入には、すべての品目について MITI より Import License を取得する必要があるとされているが、2014 年 9 月よりこの輸入ライセンス発行は凍結されており、2016 年 1 月現在も凍結されたままとなっている。

2.2 その他の有毒化学物質

2012 年輸入禁止令第 3 表にある化学品、例えばトリブチルスズ化合物 tributyltin compounds（関税番号：2931.20.000）の輸入については、環境局（Department of Environment: DOE）の Clearance Letter（2012 年輸入禁止令においては Letter of Approval とされている）が必要である。申請は、申請書、APPENDIX 1（Lampiran 1）およびその他の必要書類とともに DOE の本局へ提出する。

Department of Environment, Head Office
Ministry of Natural Resources and Environment
Level 1 – 4, Podium 2 & 3, Wisma Sumber Asli
No.25, Persiaran Perdana, Precint 4
Federal Government Administrative Centre
62574 Putrajaya

Tel: 03 8871 2000

Fax: 03 8888 6120

Website: www.doe.gov.my

DOE の審査所要期間は、14 営業日である。

輸入者は、この Clearance Letter とともにその他の通関書類を提出し、通関を行う。

DOE - Lampiran 1 : 「産業用化学品の輸入に関するチェックリスト」については添付資料 4 を参照。

DOE の認可が必要な化学品を輸入しようとする者に対し、DOE は環境負荷物質通知・登録（Environmentally Hazardous Substances Notification and Registration Scheme: EHSNR）スキームへの登録を要請している。

EHSNR の制度はまだ義務付けられてはいないが、2017 年までには義務付けられるため、

輸入者はそれまでに登録し要件を把握しておくことが奨励されている。

通知や通知の免除などに関する情報については、下記リンクの「産業向けガイダンス」を参照。

https://www.e-ehs.doe.gov.my/files/GUIDANCE_FOR_THE_INDUSTRY_3_final.pdf

EHSNR については、DOE の下記ウェブサイト通してオンラインでの登録が可能である。

<https://www.e-ehs.doe.gov.my/public/companies/register>

3. ハイドロクロロフルオロカーボン (Hydro Chlorofluorocarbons) ガス

ハイドロクロロフルオロカーボンガス (HCFC) の輸入については、2012 年輸入禁止令第 2 表第 2 部により、DOE より輸入ライセンス (Import License) が必要である。

しかしながら、DOE は HCFC Phase-Out Management Plan¹² (HCFC の段階的廃止管理計画) の一環として、2013 年以降、新規の申請者に対しては、Import License は発行していない。

既に認可を受けている輸入者のみが有効な HCFC をマレーシアに輸入することができる。認可を受けている HCFC の輸入者のリストは、下記リンクを参照。

<http://www.doe.gov.my/portalv1/wp-content/uploads/2013/01/List-of-CFC-Importers.pdf>

4. 肥料、発根用土・培養土

2012 年輸入禁止令第 3 表第 1 部に基つき、動物由来の肥料 (関税番号: 3101 および 3105.10) およびミズゴケや土、粘土、石、その他の鉱物を混ぜた発根用土、培養土など (関税番号: 3824.90.900) は、以下のとおり、輸入港により所轄官庁より認可が必要である。

4.1 動物由来の肥料

2012 年輸入禁止令によれば、半島マレーシア及びラブアンへの輸入については、下記のとおり規定されている。

¹² HCFC Phase-Out Management Plan の詳細については下記リンクを参照。

<http://www.doe.gov.my/portalv1/en/info-umum/info-protokol-montreal/malaysia-hpmp-book-final-r4-1-new/314268>

- (i) MAQIS 長官代理発行の輸入許可 (Import Permit)を取得。
- (ii) MAQIS の検査・承認が必要。

しかしながら、MAQIS 担当官によれば、現在のところ、Import Permit は**農業局 (Department of Agriculture: DOA)**で審査されているとのことである。手続きの詳細については、以下 **Department Of Agriculture (DOA)** を参照されたい。

サバ、サラワクへの輸入について、2012 年輸入禁止令では下記のとおり規定している。

サバ州

- (i) サバ州獣医サービス・畜産業局 (Department of Veterinary Services and Animal Industry: DOVSAI) 局長の代理により発行された輸入許可 (Import Permit) を取得。
- (ii) DOVSAI の検査、承認が必要。

サラワク州

- (i) サラワク州農業課州獣医局 <State Veterinary Authority (SVA), Department of Agriculture, Sarawak>代理発行された輸入許可 (Import Permit) を取得。
- (ii) サラワク州農業課州獣医局の検査、承認が必要。

a. 半島マレーシアおよびラブアン

農業局 (Department Of Agriculture: DOA)

DOA から Import Permit を取得するための手続きは以下のとおりである。

1) サンプル輸入のための認可

マレーシアに初めて輸入する際、輸入者はまずサンプルの輸入の認可を取得しなければならない。

申請は、DagangNet のオンラインシステムを通し ePermit のポータルより申請することが可能であるが、DOA の植物生体安全課 (Plant Biosecurity Division) に直接申請するこ

ともできる。申請には、申請フォーム「Information on organic fertilizers, microorganism and substance containing microorganism」¹³およびフォーム「EP4A」¹⁴とともに審査料”KETUA PENGARAH PERTANIAN”（農業局長）宛てに RM15 の銀行小切手を添えて提出する。

Director,
Import Control and Pest Risk Analysis Unit
Plant Biosecurity Division (PBD)
Department of Agriculture, Aras 1-3, Wisma Tani,
Jalan Sultan Salahuddin,
50632 Kuala Lumpur

Tel: 03 2030 1434

Fax: 03 2697 7164

Website: <http://www.doa.gov.my/perlindungan-tanaman-dan-kuarantin-tumbuhan-pqnet->

PBD の審査の所要期間は、5 営業日とされるが、PBD のデータベースにない肥料については、より長い期間を要し、追加資料が求められる場合もある。

PBD のサンプル認可後、輸入者は、サンプルの輸入を行うことができるが、輸入港として認められているのはクアラルンプール国際空港（Kuala Lumpur International Airport: KLIA）のみである。

2) 微生物及び有機物質技術審査会（Technical Committee Meeting for Importation and Microorganism and Organic Substance）によるサンプルの条件付き認可書（Conditional Approval Letter）取得

輸入者は、マレーシアに最小量のサンプルを輸入することができる。（有機肥料重量 2 kg、または 250ml の液体肥料 5 本か粉体肥料 250g 入り 5 本まで。）これらのサンプルは DOA に送られ、植物、魚類、動物、人間、環境に有害でないことを確認するため分析される。サンプル分析には 1～2 カ月を要する。

¹³ フォーム “Information on organic fertilizers, microorganism and substance containing microorganism” については、下記リンクを参照。

http://www.doa.gov.my/c/document_library/get_file?uuid=229147f0-029c-489b-b96b-36bc67fa4657&groupId=38257

¹⁴ フォーム EP4A については、下記リンクを参照。

http://www.doa.gov.my/c/document_library/get_file?uuid=e1869476-4823-4eb1-b2eb-2bc7b1902266&groupId=38257

DOA の分析でサンプルに病虫害がないと判断されれば、DOA は、微生物及び有機物質技術審査会 (Technical Committee Meeting for Importation and Microorganism and Organic Substance、マレー語で Mesyuarat Jawatankuasa Teknikal Perimportan Mikroorganisma & Bahan Organik: JKTPMOBO) に申請し、承認を仰ぐ。この審査委員会は、3 カ月ごとに 1 回、つまり年 4 回開催される。

Conditional Approval Letter の取得所要期間は約 6 カ月である。

JKTPMOBO 発行の Conditional Approval Letter 取得後、輸入者は、輸入地点の州に応じて各所轄官庁へ Import Permit の申請を行うことができる。

有機肥料の輸入手続きについては、下記のリンクを参照。

http://www.doa.gov.my/c/document_library/get_file?uuid=229147f0-029c-489b-b96b-36bc67fa4657&groupId=38257

3) 輸入許可 (Import Permit)

JKTPMOBO から Conditional Approval Letter を取得後、輸入者は Import Permit を ePermit¹⁵を通してオンラインで申請する。DOA の審査所要期間は、5 営業日である。

Import Permit は発効日より 3 月間有効であり、1 製品について 1 回の輸入に限り有効である。Import Permit はプリントアウトし、輸出者に送り、輸出者がマレーシアの輸入条件が順守できるようにする。

b. サバ州

サバ州獣医サービス・畜産業局 (Department of Veterinary Services and Animal Industry: DOVSAI)

輸入者はまず Import License の申請の前に、DOVSAI へ下記の書類を提出し、事前認可申請を行う。

- 会社 (輸入者) のプロフィール・情報
- 肥料の生産者・製造者のプロフィール、情報、カタログなど。

¹⁵ ePermit を通しての Import Permit の申請に関するガイドラインは、下記リンクを参照。
http://www.doa.gov.my/c/document_library/get_file?uuid=927293e2-3218-4715-b167-152bd3780c7a&groupId=38257

- 製造・加工の工程表（あれば、熱処理の工程も含む。）
- 肥料の成分及びテストレポートのコピー（あれば）

提出先は下記のとおりである。

Department Of Veterinary Services and Animal Industry Sabah
Level 3, Block B, Wisma Pertanian Sabah,
Jalan Tasik, Luyang (Off Jln Maktab Gaya),
88999 Kota Kinabalu

Tel: 088 2874000 / 287422 / 287428

Fax: 088 238418

Website: <http://vet.sabah.gov.my/>

DOVSAI の審査所要期間は 3 営業日である。

DOVSAI の認可後、輸入者は DaVetSa を通して Import License の申請を行う。

申請者はまず下記リンクを通して DaVetSa のシステムに登録しなければならない。

<http://www.davetsa.sabah.gov.my/app/>

Import License が発行されると、自動的に SMK に送られ、通関できる。

(出所: サバ州獣医局より聞き取り)

c. サラワク州

サラワク州農業局獣医局 (State Veterinary Authority: SVA, DOA)

動物由来の肥料の Import Permit の申請には、ラボの分析報告書を添付して申請しなければならない。サラワク州への動物由来肥料の輸入の原産国は、オーストラリア、ニュージーランドに限られている。

Import Permit の申請は、下記リンク ePermit を通して行う。

<http://epermit.dagangnet.com/epermit.jsp?jsessionid=028DA2810F97D11C21B9A53D1C33F765>

SVA の審査所要期間は、2 営業日である。Import Permit の取得後、輸入者には通知があり、必要な支払いを行う。SVA の手数料は、Import Permit 1 件につき RM10 である。輸入者は、Import Permit のコピーを輸出者に送り、輸出者がサラワク州への輸入条件時を順守できるようにする。輸入貨物には、原産国の獣医局による動物衛生証明書 (Veterinary Health Certificate) を添付しなければならない。

Import Permit の有効期間は 60 日である。

SVA 発行の Import Permit の条件については、**添付資料 6** を参照。

詳細についての連絡先は、下記のとおりである。

Director of Agriculture Sarawak

Veterinary Division

Lot 877, Jalan Semenggok

Off Jalan Batu 12

Jalan Kuching Serian

93250 Kuching

Sarawak

Tel: 082 628 255

Fax: 082 628 122

Website: <http://www.doa.sarawak.gov.my/>

(出所: SVA より聞き取り)

4.2 発根用土または培養土

サバ州、サラワク州を含め輸入地点の州にかかわらず、輸入者は、まず DOA のサンプルの輸入の認可および Conditional Approval Letter の取得が必要である。

a. 半島マレーシアおよびラブアン

JKTPMOBO から Conditional Approval Letter を取得後、輸入者は、ePermit を通して

Import Permit を申請することができる。DOA の審査所要期間は、5 営業日である。

Import Permit は発効日より 3 月間有効であり、1 製品について 1 回の輸入に限り有効である。Import Permit はプリントアウトし、輸出者がマレーシアの輸入条件が順守できるよう、輸出者に送ることができる。輸入貨物には、原産国の植物検疫証明書 (Phytosanitary Certificate) を添付する必要がある。

b. サバ州

輸入者は、フォーム PK(O)JPTNS.PGS.01 (L1)¹⁶ とともに微生物および有機物の分析結果および RM15 の審査料を下記宛てに提出する。

Director of Agriculture Sabah
Enforcement and Plant Security Division
Head Office
Wisma Pertanian Sabah
88632 Kota Kinabalu
Sabah

Tel: 088 283 268

Fax: 088 239 046

Website: http://ww2.sabah.gov.my/tani/s2_perkhidmatan/penguatkuasaan.html

審査の所要期間は、3 営業日である。

Import Permit 取得後、輸入者は輸入を行うことができる。Import Permit の有効期間は 90 日である。輸入貨物には、原産国の Phytosanitary Certificate または a statement from the official Plant Protection Services が必要である。

c. サラワク州

輸入者は、フォーム PQS.3 “Application For Permit To Import Soil/Compost/Rooting Media/Stine/Rock/Clay”¹⁷ とともに微生物および有機物の分析結果及び RM15 の審査料を下記宛てに提出する。

¹⁶ フォーム PK(O)JPTNS.PGS.01 (L1)は下記リンクより入手可能である。
<http://ww2.sabah.gov.my/tani/Pekeliling/file/memohon%20permit.pdf>

Director of Agriculture Sarawak
Plant Quarantine Branch, Department of Agriculture
Annex Complex, Jalan Kumpang, Off Jalan Ong Tiang Swee
93200 Kuching
Sarawak

Tel: 082 255 845

Fax: 082 447 821

Website: <http://www.doa.sarawak.gov.my/modules/web/index.php>

審査の所要期間は、3 営業日である。

Import Permit 取得後、輸入者は輸入を行うことができる。Import Permit の有効期間は 90 日である。輸入貨物には、原産国の植物検疫証明書 (Phytosanitary Certificate) または植物保護サービス担当官の正式な証書が必要である。

5. 農薬

2012 年輸入禁止令第 3 表第 1 部により、農薬 (関税番号 : 第 28 類、第 29 類、30.02 および 38.08) の輸入には、**DOA 農薬庁 (Pesticides Board)** の Import Permit が必要である。

1) 農薬の登録

登録された農薬のみが輸入できる。輸入者はまず DOA に農薬を登録しなければならない。申請にはフォーム A [Subrule 2(1)]¹⁸ を使用する。審査料 RM1,500 の”KETUA PENGARAH PERTANIAN”(Director General of Agriculture)宛銀行小切手を添えて、下記宛先に申請する。

¹⁷ フォーム PQS.3 “Application For Permit To Import Soil/Compost/Rooting Media/Stine/Rock/Clay については添付資料 5 を参照。

¹⁸ フォーム A [Subrule 2(1)]については、下記リンクを参照。

<http://www.doa.gov.my/documents/10157/0a2932ef-4b47-48b4-b632-95a422be49df>

Secretary
Pesticides Board
Pesticides Control Division
Department of Agriculture
4th Floor Wisma Tani
Jalan Sultan Salahuddin
50632 Kuala Lumpur

Tel: 03 2030 1400

Fax: 03 2691 7551

Website: www.doa.gov.my

農薬の登録審査の所要期間は1～2年である。登録の有効期間は5年である。

農薬の登録に関するガイドライン、手続き、登録の事例については、下記リンクを参照。

http://www.doa.gov.my/c/document_library/get_file?uuid=2b80e7c0-b84e-45e6-8787-43fbef2c8dea&groupId=358510

再登録（登録の更新）の申請は、新規の際と同様、フォーム A [Subrule 2(1)] を使用する。再登録の申請は、登録有効期限の1年以上前に行うことはできないが、遅くとも6カ月以上前に行う。

2) 農薬の販売および保管のライセンス (License to Sell/ License to Store Pesticide for Sale)

農薬の登録後、輸入者は License to Sell/ Store Pesticide for Sale の申請を行う。

申請は、フォーム A (Rule 4) ¹⁹に所定の審査料を添えて、輸入者事業所の最寄りの DOA の事務所の農薬管理部 (Pesticides Control Division) 宛てに行う。

事業所は、所在の地方自治体より適切なビジネスライセンスを取得していなければならない。農薬の販売用の陳列棚、カウンター、保管場所、砂の入ったバケツ、ショベル、消火器、換気扇などの位置が示された販売・保管の事業所のレイアウト図面を提出する。

¹⁹ フォーム A (Rule 4) については、下記リンクを参照。

http://www.doa.gov.my/c/document_library/get_file?uuid=42a0644d-1dca-4414-a4a7-0be1d51dd08d&groupId=38371

DOA は、事業所の査察後、認可までの所要期間は 21 営業日である。

当該ライセンスの有効期間は 3 年である。ライセンス更新申請は有効期限の 3 カ月前までに提出する必要がある。

当該ライセンスの更新は、新規の場合と同じフォーム A (Rule 4) を使用し、その他必要書類をそろえて事業所最寄りの DOA の事務所に提出する。

3) 輸入許可 (Import Permit)

農薬の登録および上記ライセンス取得後、輸入者は Import Permit の申請を ePermit のポータルを通して行う。申請の審査所要期間は 5 営業日である。Import Permit 取得後、輸入者は農薬を輸入することができる。

農薬が他の輸入者によって既に登録されていれば、新たに同じ製品を登録する必要はない。

登録済み農薬のリストは下記リンクを参照。

<http://www.doa.gov.my/web/guest/senarai-racun-makhluk-perosak-berdaftar>

(出所 : Pesticides Control Division, DOA)

6. 人工甘味料

2012 年輸入禁止令第 3 表第 1 部により、サッカリンとその塩類 (Saccharin and its salt) (関税番号 : 2925.11.000) およびサイクラミン酸ナトリウムおよびその他人工甘味料 (sodium cyclamate and other artificial sweetening substances) (関税番号 : 2929.90.100) の輸入には、食品安全品質局 (Food Safety and Quality Division: FSQD) の認可が必要である。

現在 FSQD では 1985 年食品規則 (Food Regulations 1985²⁰) の第 17 表に挙げられている品目の輸入については、許可やライセンスの取得は義務付けていないが、輸入の際には 1983 年食品法 (Food Act 1983)²¹ および 1985 年食品規則に準拠しなければならない。

²⁰ 1985 年食品規則の詳細は右記リンクを参照。 <http://fsq.moh.gov.my/v5/ms/food-regulations-1985-2/>

²¹ 1983 年食品法の詳細は右記リンクを参照。 <http://www.chinaaseansps.com/upload/2012-07/12072019046513.pdf>

表示についても 1983 年食品法、1985 年食品規則に従い要件を満たす必要がある。

FSQD によれば、1985 年食品規則の第 17 表²²に挙げられている非栄養素甘味料（non-nutritive sweetening substance）のみ食品に使用するための輸入が許可されている。「サッカリンとその塩類」はそのうちの一つであるが、「サイクラミン酸ナトリウムおよびその他人工甘味料」はリストに含まれていないため、食品への使用は認められていない。

これらの化学物質の輸入には、輸入者が輸入目的・用途および食品には使用しない旨明記したレターを通関地点に所在する保健課の担当官に提出する必要がある。

輸入者は下記リンクよりオンラインで保健省のマレーシア食品安全情報システム（Food Safety Information System of Malaysia: FoSIM）に登録する必要がある。

<http://fsis2.moh.gov.my/fosimv2/HOM/frmHOMCoRegistration.aspx>

FoSIM のユーザーマニュアルは下記リンクを参照。

http://fsis2.moh.gov.my/UploadFosim/REFERENCE/120210102312R1FOSIMv2_UM_SMK_v1_0.pdf

食品の輸入および通関は FoSIM を通じて行われる。検査結果のステータスおよび認可については自動的に SMK に送られ通関の際に確認される。

FoSIM の検査は下表のレベルに従って行われる。

レベル	検査の内容
1. 自動承認 (Automatic release)	通常、個人消費の目的で輸入された量的にも少ないものについては、検査なしに自動的に承認される。
2. 書類審査 (Document Examination)	規制されている輸入貨物については全ての書類が審査、確認された後に通関可能となる。
3. 観察 (Monitoring)	食品は検査後に通関可能であるが、必要に応じサンプルが採取され、ラボの検査がなされる。
4. 監視 (Surveillance)	食品貨物よりサンプルが採取され、ラボ検査後通関可能となる。

²² 1985 年食品規則第 17 表（70 ページ参照）の詳細は下記リンクを参照。

http://fsq.moh.gov.my/v5/images/filepicker_users/5ec35272cb-78/Perundangan/Akta%20dan%20Peraturan/Food_Regs_1985/SCHEDULES_23072015_opt.pdf

レベル	検査の内容
5. 貨物を留め置き、検査後リリース (Hold, Test and Release)	食品貨物を留め置き、ラボでの検査を経て、1985年食品規則に準拠しているとみなされた後、通関可能。
6. 自動却下 (Automatic rejection)	2012年税関（輸入禁止）令第1表輸入禁止品に適用される食品貨物は自動的に却下される。

書類審査はすべての貨物について行われる。貨物の実物検査は、陸路の場合で70%、航路40%、空路35%の割合で行われるということである。

レベル3、4については、サンプル採取後、直ちに通関可能であるが、検査後、サンプルから1983年食品法、1985年食品規則に違反するものが認められた場合は、輸入者に製品のリコールが命ぜられる。レベル5の食品に関しては、サンプルの検査認可後でなければ、通関はできない。

FoSIMの輸入手続きの概要は、下記リンクを参照。

<http://fsq.moh.gov.my/v4/index.php/component/k2/item/368>

7. 一般廃棄物

2012年輸入禁止令第3表第1部により、一般廃棄物（関税番号：3825.10.000）の輸入には、国家廃棄物管理局（Department of National Solid Waste Management: NSWM）の認可が必要である。

a. 半島マレーシアおよびラブアンへの輸入について

半島マレーシアおよびラブアンへの輸入については、NSWMの長官（Director General）により発行された認可書が必要である。

2015年2月27日より、関税番号3825一般廃棄物においては、廃棄タイヤのみ輸入が許可されている。

廃棄タイヤの輸入のためのNSWMの認可書取得手続きは、以下のとおりである。

1) NSWM への登録

輸入者は所定のフォーム²³およびチェックリスト²⁴に従って必要書類をそろえ、下記 NSWM の長官宛てに提出する。

Director General
Department of National Solid Waste Management
Ministry of Urban Wellbeing, Housing and Local Government (MUHL)
Level 24, No.51, Persiaran Perdana, Precinct 4,
62100, Putrajaya
(Attn: Approval and Licensing Division)

Tel: 03 8891 5000

Fax: 03 8891 3190

Website: <http://jpspn.kpkt.gov.my/>

NSWM の登録レター (Registration Letter) 発行までの所要期間は 7 営業日である。

2) 環境局 (DOE) からの適合証明書 (Compliance Letter)

登録レター入手後、輸入者は下記の情報を提供し適合証明書 (Compliance Letter) を申請しなければならない。

- 目的 (工場運営のための適合証明書申請) を述べたカバーレター
- 工場所在地となる敷地の事前初期審査 (Site Preliminary Screening) の同意書 (Consent letter)
- 生産設備能力についての情報
- 生産工程のフローチャートおよび概要
- 廃棄物より生産される製品の概要

申請書は下記宛てに提出する。

²³ フォームは下記リンクより入手可能である。

http://jpspn.kpkt.gov.my/resources/index/user_1/Pelesenan/Borang/Borang_Pendaftaran_Pendaftaran_Sisa_Import.pdf

²⁴ チェックリストについては下記リンクを参照。

http://jpspn.kpkt.gov.my/resources/index/user_1/Pelesenan/Borang/Dokumen_Sokongan_Pendaftaran_Sisa_Impot.pdf

Department of Environment Head Office
Ministry of Natural Resources and Environment
Level 1 – 4, Podium 2 & 3, Wisma Sumber Asli
No.25, Persiaran Perdana, Precint 4
Federal Government Administrative Centre
62574 Putrajaya
(Attn: Hazardous Substance Division)

輸入者から申請を受けた所轄の州の環境局は、査察を行い、その結果を環境局本局に報告をする。環境局本局は査察の報告書を受領後、7営業日以内に Compliance Letter を発行する。

3) NSW からの輸入認可 (Import Approval)

輸入者は、環境局より適合証明書を取得後に NSW への輸入認可 (Import Approval) (2012年輸入禁止令においては Letter of Approval とされている) 申請が可能になる。

輸入許可申請のために必要な書類は下記のとおりである。

- NSW より発行された登録レター (Registration letter)
- 環境局より発行された適合証明書 (Compliance Letter)

NSW の審査所要期間は7営業日である。

NSW より Import Approval が発行される。認可される輸入期間は、環境局発行の Compliance Letter で認可された期間である。

輸入の認可期限後、必要な場合には輸入者は再度申請を行う。

NSW より認可書を取得すると、輸入者は貨物の通関について税関と直接やりとりすることが可能とある。

(出所 : NSW 認可及びライセンス課 : Approval and Licensing Division)

b. サバ州への輸入について

2012年輸入禁止令第3表第1部により、一般廃棄物（関税番号：3825.10.000）の輸入には、**サバ州環境保護局（Department of Environment Protection: EPD, Sabah）** 長官発行の認可書(Letter of Approval)が必要である。

しかしながら、EPDの担当官によれば、一般廃棄物の輸入については今までに申請手続きを行った、または認可を下した前例がなく、手続きの手順、申請書の書式等はないとのことであった。

EDPの連絡先は下記のとおりである。

Environment Protection Department

Wisma Budaya, 1 - 3 floor

Tunku Abdul Rahman Road

Locked Bag No. 2078

88999 Kota Kinabalu, Sabah

Tel: 088 256 566/ 251 290

Fax: 082 238120

Website: http://ww2.sabah.gov.my/jpas/en_index.htm

(出所：EPDより聞き取り)

c. サラワク州への輸入について

2012年輸入禁止令第3表第1部により、一般廃棄物（関税番号: 3825.10.000）の輸入には、**サラワク州天然資源・環境委員会（Natural Resources and Environment Board: NREB, Sarawak）** 監督官（Controller）発行の認可書(Letter of Approval)が必要である。

しかしながら、NREBの担当官によれば、NREBは、一般廃棄物の輸入が必要とみなされるまで、サラワク州への一般廃棄物の輸入を禁止する方針であるとのことであった。

NREBの連絡先は下記のとおりである。

Natural Resources and Environment Board Sarawak (NREB)

20th Floor, Menara Pelita

Jalan Tun Abdul Rahman Ya'akub

Petra Jaya, 93050 Kuching

Locked Bag 2103

Sarawak

Tel: 082 447 488

Fax: 082 312 800

Website: www.doa.gov.my

(出所 : NREB 企画開発部責任者 : the Head, Planning & Development Department より聞き取り)

8. 火薬類および花火

2012年輸入禁止令第3表第1部により、火薬類および花火の輸入には、マレーシア警察 (Royal Malaysian Police Department: RMP) の輸入ライセンス (Import License) が必要である。

2015年12月1日より、RMP への申請は Business Licensing Electronic Support System (BLESS) ポータルを通じてオンラインで行うようになっている。

新規申請者は下記 BLESS のウェブサイトより登録をする必要がある。

<https://open.bless.gov.my/bless/action/login?show>.

火薬類および花火に関する下記申請については BLESS ポータルを通して RMP に申請をしなければならない。

- 火薬庫 (Magazine) ・火薬類の保管および取引、ライセンスを受けた者 (Licensee) の名前または会社名の変更の申請 (Pol. 122A) (Magazine License)
- 火薬類、現地組立車 (Completely Knocked Down: CKD) のエアバッグの輸入申請 (Pol.122B)
- 火薬類、完成車 (Completely Built Up: CBU) のエアバッグの輸入申請 (Pol.122B)
- 花火および花火を使ったパフォーマンスショーの輸入申請 (Pol.122C)

8.1 火薬類

火薬類の輸入者または申請者は、事前に安全が確保された倉庫・保管場所・敷地を所有し、敷地については Magazine License を取得していなければならない。

火薬類の保管および取引のための Magazine License の申請については、申請会社は 100%外資が認められているが、申請の代表者（申請者）はマレーシア人でなければならない。さらに Form 49（取締役名簿）に名前が記載されている会社の取締役か取締役会で任命された者でなければならない。会社定款には、花火および火薬類を扱う事業内容の記載がなければならない。

地区警察本部（Ibupejabat Polis Daerah or IPD）²⁵は申請者および会社の取締役に対して安全上の審査を行い、申請者に対しては面接も行われる。審査手続きの過程で IPD は消防課（Fire Department）、公共事業課（Public Works Department）、化学課（Department of Chemistry）、保健課（Health Department）などの様々な政府機関よりフィードバックや審査報告書を入手する。

提出書類のチェックリストについては下記リンクを参照。

<http://www.rmp.gov.my/orang-awam/pelesenan/pelesenan-am/panduan-permohonan>.

チェックリストの英文訳は添付資料 7 を参照。

IPD の Magazine License 申請手続きに要する期間は 72 営業日である。認可発行責任者である機関は内務省（Ministry of Home Affairs: MOHA）で、Magazine License の有効期限は 1 年である。

Magazine License の認可取得後、申請者は BLESS を通して火薬類、CKD または CBU のエアバックの輸入許可（Import Permit）申請に進むことができる。IPD の申請手続きに要する期間は 30 営業日である。

会社は、Magazine License の有効期間内に、認可を受けた火薬類について認可された量を輸入することができる。

²⁵ IPD のリストは、右記リンクを参照。 <http://www.rmp.gov.my/direktori>

Magazine License の更新申請は新規申請と同様のフォーム Pol 122A を既存のライセンス (Pol.122) のコピーと併せて BLESS ポータルを通して提出する。

IPD のライセンス更新申請に要する期間は 14 営業日である。ライセンス更新の認可は州警察により下される。

8.2 花火

花火の輸入については、輸入者はまず内務省 (MOHA) の認可を得なければならない。必要な情報・詳細は下記のとおりである。

- 申請者名 (花火製造会社)
- イベントの主催者と申請者間とのアポイントを証明するもの
- イベントのタイトル名
- イベントの日時
- イベントの時間および期間
- 火薬類のリスト
- 点火係/花火師のリスト
- 出席することが確認できている要人 (VIP) のリスト

申請の送り先は下記のとおりである。

Undersecretary
Security and Public Order Division
Ministry of Home Affairs
Level 10, Block D1, Complex D,
Federal Government Administration Centre
62546 Putrajaya.

Tel: 03 8886 8064/8582/ 8583

Fax: 03 8889 1676

Website: www.moha.gov.my

MOHA の審査所要期間は 2~3 カ月である。

申請の要件および条件については、下記リンクを参照。

<http://www.moha.gov.my/index.php/en/syarat-permohonan>

MOHA の認可取得後、申請者は BLESS ポータルを通して、花火輸入のための Import Permit の申請を行うことができる。

9. 放射性物質

1984年原子カライセンス法（Atomic Energy Licensing Act 1984）により、あらゆる放射性化学物質、放射性同位元素とその合成物およびそれに類するものを扱う場合は、原子カライセンス委員会（Atomic Energy Licensing Board: AELB）発行のクラスAライセンスが必要である。これらの製品をマレーシアに輸入もしくはマレーシアから輸出する場合は、下記のとおりAELBのクラスEライセンスも必要である。

AELB ライセンスの種類	目的	申請書
クラスA	放射性物質を扱う	LPTA/BP/1
クラスE	輸入／輸出	LPTA/BP/6

AELBの担当官によれば、新規にAELBのライセンスを申請する場合、申請者はまずその事業計画について、AELBに相談することを勧めるとのことである。

申請は、まずAELBポータル（eSPP）を通して登録をしなければならない。AELBのポータルは下記リンクを参照。

https://elesen.aelb.gov.my/esppuser/laman_espp.aspx.

AELBへの登録方法については下記リンクを参照。

http://portal.aelb.gov.my/sites/aelb/SiteAssets/elesen/PANDUAN_PENDAFTARAN_eLesen_eSPP.pdf

クラスAライセンスおよびクラスEライセンスについては、Letter of Approvalの申請および実際に輸入を行う前に事前に取得しておく必要がある。

クラスAライセンスおよびクラスEライセンスの申請は、下記リンクよりAELBポータルを通してオンライン申請を行う。

<http://portal.aelb.gov.my/sites/aelb/pemegang-lesen/permohonan/lesen>

1) クラス A ライセンス

クラスAライセンス申請必要書類のチェックリストは下記リンクより入手可能である。

<http://portal.aelb.gov.my/sites/aelb/senarai%20semak/Teknologi%20Industri/LEM-SS-1%20kelas%20A.pdf>

チェックリストの英文訳は**添付資料8**を参照。

申請手続き料はRM15である。

AELBのクラスAライセンス申請手続きに要する期間は、申請書類提出から10営業日である。

ライセンスは2年有効である。クラスAライセンスの更新申請についてもAELBポータルを通してオンラインで行う。

2) クラス E ライセンス

クラスEライセンス申請必要書類のチェックリストは下記リンクより入手可能である。

<http://portal.aelb.gov.my/sites/aelb/senarai%20semak/Teknologi%20Industri/LEM-SS-5%20kelas%20E.pdf>

チェックリストの英文訳は**添付資料8**を参照。

申請手続き料はRM15であり、AELBのクラスEライセンス審査所要期間は、完全な申請書類提出から10営業日である。

ライセンスは2年有効である。クラスEライセンスの更新申請についてもAELBポータルを通してオンラインで行う。

クラスA及びクラスEライセンスは同時に申請が可能である。

クラスAライセンスおよびクラスEライセンスの認可取得後、会社はePermit のポータルを通してLetter of Approvalの申請が可能となる。

上記ライセンスについての詳細は下記リンクを参照。

<http://portal.aelb.gov.my/sites/aelb/en/licensee/application/license>

10. 玩具の雷管

2012 年税関（輸入禁止）令第 4 表第 2 部にある「玩具の雷管」（関税コード：3604.90.200）については国内取引・協同組合・消費者省（Ministry of Domestic Trade, Cooperatives and Consumerism: MDTCC）が発行している玩具安全性規則（Toy safety regulations）が適用される。

「玩具の雷管」の輸入には、アジア太平洋試験所認定協力相互承認協定（Asia Pacific Laboratory Accreditation Cooperation Mutual Recognition Arrangement: APLAC MRA）²⁶、または MDTCC の監視下にある国際試験所認定協力相互承認協定（International Laboratory Accreditation Cooperation Mutual Recognition Arrangement: ILAC MRA）²⁷ の加盟国の認定機関より公認された試験所より発行された適合証明書（Certificate of Conformance: COC）および検査報告書、または、MDTCC より免除レターを取得する必要がある。

玩具の輸入者、サプライヤー、製造者は下記リンク MyStandardsystem ポータルを通して登録をする。

https://mystandard.kpdnkk.gov.my/mystandard_portal2014/

事業内容の登録が完了後、登録したメールアドレスにユーザー名とパスワードが送られる。登録申請手続きに要する期間は 1～3 営業日である。製品のオーナーは、ユーザー名とパスワードを使い MyStandardsystem を通して、出荷の度に COC の自己申告を行うことができる。

COC の申告には、製品のオーナーはまず認定機関公認の試験所より発行された検査報告書を取得する必要がある。MDTCC 公認の試験所のリストについては下記リンクを参照。

https://mystandard.kpdnkk.gov.my/mystandard_portal2014/document/files/List%20of%20Laboratory%20updated%2028072015.pdf

COC はコンピューターより自動的に作成されるもので、通関の際に印刷して提出する

²⁶ APLAC MRA の詳細については下記リンクを参照。

https://www.aplac.org/documents/mr/aplac_mr_002_rev_2_dec_2009.pdf

²⁷ ILAC MRA の詳細については下記リンクを参照。 <http://ilac.org/ilac-mra-and-signatories/>

ようになっている。玩具には、マレーシア規格適合マーク「MC」²⁸、登録番号、製品のオーナーまたは代表者名および住所を明記する必要がある。

申請に関するチェックリスト、手続き詳細およびガイドラインについては下記リンクを参照。

https://mystandard.kpdnkk.gov.my/mystandard_portal2014/index.php?r=column/cfive&id=56

サンプルとしてまたは調査開発目的の玩具輸入および 14 歳以上対象の玩具の輸入については MDTCC より免除レターの申請が可能である。

免除レターの申請については、製品のオーナー・輸入者は1999年消費者保護法（Consumer Protection Act 1999²⁹）により定められた玩具安全性基準のフォーム³⁰を提出する。製品についての詳細な情報及びサンプルも併せて提出する必要がある。

免除レター申請の提出先は下記のとおりである。

Director

Consumerism Division

Ministry of Domestic Trade, Cooperatives and Consumerism

Level 4, No. 13, Persiaran Perdana

Precint 2, 62623 Putrajaya

Tel: 03 8882 5886/5862/5850/5599/5968

Fax: 03 8888 5983

Website: www.kpdnkk.gov.my

MDTCC の申請手続きの要する期間は 5 営業日である。

輸入者はこの免除レターを使って通関を行うことができる。

²⁸ MC マークは「Malaysian Conformity Mark（マレーシア規格適合マーク）」の略である。この規格適合マークは、そのマレーシアで供給または販売されている製品が、マレーシア政府により規定された安全性基準に適合しており、消費者にとって安全であることを示すものである。

²⁹ 1999年消費者保護法は下記ウェブサイトから閲覧可能である。

https://mystandard.kpdnkk.gov.my/mystandard_portal2014/document/akta_perlindunganpengguna1999.pdf

³⁰ フォームについては下記リンクより入手可能である。

http://www.kpdnkk.gov.my/images/KPDNKK/PDF/Peraturan_GarisPanduan/Peraturan/Borang/Surat_Pengecualian.pdf

第4章：関連法および規則

関連法および規則	ウェブサイト
Animal Act 1953 1953年動物法	http://www.mvc.gov.my/doc_downloads/AnimalAct1953.pdf
Animals Rules 1962 1962年動物規則	http://www.dvs.gov.my/dvs/resources/auto%20download%20images/560df8b2397db.pdf
Atomic Energy Licensing Act 1984 1984年原子力ライセンス法	http://portal.aelb.gov.my/sites/aelb/bahan%20perundangan/Akta304E.pdf
Chemical Weapons Convention Act 2005 2005年化学兵器禁止条約法	http://www.vertic.org/media/National%20Legislation/Malaysia/MY_CWC_Act.pdf
Consumer Protection (Certificate of Conformance and Conformity Mark of Safety Standards) Regulations 2010 2010年消費者保護規則（規格適合証書及び規格適合マークの安全性基準）	https://mystandard.kpdnkk.gov.my/mystandard_portal2014/document/P.U253BI.pdf
Consumer Protection (Safety Standards for Toys) (Amendment) Regulations 2010 2010年消費者保護規則（玩具の安全性基準）（改正）	https://mystandard.kpdnkk.gov.my/mystandard_portal2014/index.php?r=column/cone&id=13
Consumer Protection (Safety Standards for Toys) Regulations 2009 2009年消費者保護規則（玩具の安全性基準）	https://mystandard.kpdnkk.gov.my/mystandard_portal2014/document/P.U.%20A%20275BI.pdf
Consumers Protection Acts 1999 1999年消費者保護法	http://mystandard.kpdnkk.gov.my/mystandard_portal2014/document/akta_perindunganpengguna1999.pdf
Control of Drugs and Cosmetics Regulation 1984 1984年薬物及び化粧品管理規則	http://www.pharmacy.gov.my/v2/sites/default/files/document-upload/control-drugs-and-cosmetics-regulation-1984.pdf
Customs (Prohibition of Imports) Order 2012 2012年税関（輸入禁止）令	http://www.env.go.jp/recycle/yugai/reg/pua_20121231_P.U.(A)490-LaranganImportFinal[Warta311212].pdf
Customs Act 1967 1967年税関法	http://www.customs.gov.my/en/ip/Pages/ip_act.aspx
Environment Protection Enactment 2002 2002年環境保護法	http://ww2.sabah.gov.my/jpas/laws/EPE/EPE02.pdf
Environmental Quality Act 1974 1974年環境品質法	http://faolex.fao.org/docs/pdf/mal13278.pdf
Explosives Act 1957 1957年火薬法	http://www.vertic.org/media/National%20Legislation/Malaysia/MY_Explosives_Act.pdf

関連法および規則	ウェブサイト
Food Act 1983 1983 年食品法	http://www.agc.gov.my/agcportal/uploads/files/Publications/LOM/EN/Act%20281%20-%20Food%20Act%201983.pdf
Food Hygiene Regulations 2009 2009 年食品衛生規則	http://fsq.moh.gov.my/v5/images/filepicker_user/5ec35272cb-78/Perundangan/Akta%20dan%20Peraturan/Food%20Hygiene%20Regulations%202009.pdf
Food Regulations 1985 1985 年食品規則	http://fsq.moh.gov.my/v5/ms/food-regulations-1985-2/
Malaysian Quarantine and Inspection Services (Quarantine Procedures) Regulations 2013 2013 年マレーシア検疫検査サービス（検疫手続き）規則	http://www.maqis.gov.my/en/c/document_library/get_file?uuid=de7bc05f-c2e6-4267-84c6-39aa40b34504&groupId=64906
Malaysian Quarantine and Inspection Services (Registrations of Importers, Exporters and Agents) Regulations 2013 2013 年マレーシア検疫検査サービス（輸入者の登録者、輸出エージェント）規則	http://www.maqis.gov.my/en/c/document_library/get_file?uuid=71a7ae93-8358-44a1-ad95-1d8f17577291&groupId=64906
Malaysian Quarantine and Inspection Services Act 2011 2011 年マレーシア検疫検査サービス法	http://www.federalgazette.agc.gov.my/outputakta/p/20110818_728_BI_AKTA%20728%20(BI).pdf
Natural Resources and Environment Ordinance, 1993 1993 年天然資源環境条例	www.nreb.gov.my/modules/web/download_show.php?id=7
Pesticides Act 1974 1974 年農薬法	http://www.agc.gov.my/agcportal/index.php?r=portal2/lom2&id=1095
Pesticides (Registration) Rules 2005 2005 年農薬（登録）規則	http://www.google.com/url?sa=t&rct=j&q=&esrc=s&source=web&cd=1&cad=rja&uact=8&ved=0ahUKEwj2jfvHpJTKAhWOVI4KHcDqAGUQFggcMAA&url=http%3A%2F%2Ffaolex.fao.org%2Fdocs%2Ftexts%2Fmal61560.doc&usg=AFQjCNGrDrBX_TMgi_pX-5mbb4pftjK8OA&sig2=vAfjFqeqZIXeneZ7VU6LnQ&bvm=bv.110151844,d.c2E
Plant Quarantine Act 1976 1976 年植物検疫法	http://www.agc.gov.my/agcportal/uploads/files/Publications/LOM/EN/Act%20167.pdf
Plant Quarantine Regulations 1981 1981 年植物検疫規則	http://www.doa.gov.my/documents/10157/87458d2b-3c15-4c5d-963b-9c43752e458f
Poison Act 1952 1952 年毒薬法	http://www.agc.gov.my/agcportal/uploads/files/Publications/LOM/EN/Act%20366.pdf

関連法および規則	ウェブサイト
Poison Regulations 1952 1952年毒薬規則	http://www.pharmacy.gov.my/v2/sites/default/files/document-upload/poison-regulations-1952.pdf
Price Control and Anti-Profiteering Act 2011 2011年価格管理・反不正所得法	http://www.kpdnkk.gov.my/images/KPDNKK/PDF/Akta-Akta/kpdnkk/723_PRICECONTROLANDANTI-PROFITEERINGACT2011.pdf
Sales Of Drugs Act 1952 1952年薬物販売法	http://www.pharmacy.gov.my/v2/sites/default/files/document-upload/sales-drug-act-1952-act-368.pdf
Solid Waste And Public Cleansing Management Act 2007 2007年一般廃棄物・公共清掃管理法	http://www.rehdaselangor.com/images/Govt_Rules_Regulation/Solid%20Waste%20and%20Public%20Cleansing%20Management%20Act%202007.pdf
Solid Waste And Public Cleansing Management (Prescribed Solid Waste Management Facilities and Approval for the Construction, Alteration and Closure of Facilities) Regulations 2011	http://jpspn.kpkt.gov.my/resources/index/user_1/Perundangan/Peraturan_PSP&PA/kelulusan_kemudahan.pdf
Strategic Trade Act 2010 2010年戦略的貿易法	http://www.skmm.gov.my/Legal/Acts/Strategic-Trade-Act-(STA)-Act-708.aspx
Trade Descriptions Act 2011 2011年取引表示法	https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/my/ip/pdf/tradedescription2011_en.pdf
Veterinary Public Health Ordinance, 1999 1999年獣医公衆保健条例	http://www.mvc.gov.my/doc_downloads/Sarawak_VeterinaryPublicHealthOrdinance.pdf

第5章：所轄官庁・関連機関

所轄官庁・関連機関	ウェブサイト
Atomic Energy Licensing Board 原子力ライセンス委員会	www.aelb.gov.my
Dagang Net Technologies Sdn Bhd ダガン ネット テクノロジーズ社	www.dagangnet.com
Department of Agriculture, Sarawak サラワク州農業局	http://www.doa.sarawak.gov.my/modules/web/index.php
Department Of Environment Protection, Sabah サバ州環境保護局	http://ww2.sabah.gov.my/jpas/en_index.htm
Department of Food Safety and Quality, of the Ministry of Health 保健省食品安全品質局	http://fsq.moh.gov.my/v4/
Department of National Solid Waste Management 国家廃棄物管理局	http://jpspn.kpkt.gov.my/
Department of Quarantine and Inspection Services Malaysia (MAQIS) of the MOA 農業・農業関連産業省 マレーシア検疫検査サービス局	www.maqis.gov.my
Department of the Environment 環境局	http://www.doe.gov.my/portalv1/en/
Department of Veterinary Services 獣医局	http://www.dvs.gov.my/
Ministry of Agriculture & Agro-based Industry (MOA) 農業・農業関連産業省	www.moa.gov.my
Ministry of Domestic Trade, Cooperatives and Consumerism 国内取引・協同組合・消費者省	www.kpdnkk.gov.my
Ministry of Foreign Affairs 外務省	http://www.kln.gov.my/web/guest/home
Ministry of Health 保健省	www.moh.gov.my
Ministry of Home Affairs 内務省	http://www.moha.gov.my/index.php/en/
Ministry of International Trade and Industry 国際貿易産業省	www.miti.gov.my

Ministry of Urban Wellbeing, Housing and Local Government 都市福祉・住宅・地方自治省	http://jpspn.kpkt.gov.my/index.php/
National Authority Chemical Weapons Convention (NACWC), Ministry of Foreign Affairs 外務省化学兵器禁止条約担当国家機関	http://www.kln.gov.my/web/guest/dd-cwc
National Solid Waste Management Department 国家廃棄物管理局	http://jpspn.kpkt.gov.my/
Natural Resources and Environment Board, Sarawak サラワク州天然資源環境委員会	http://www.nreb.gov.my/
Pesticide Board 農薬委員会	http://www.doa.gov.my/home
Pharmaceutical Service Division of MOH 保健省医薬品サービス課	http://www.pharmacy.gov.my/v2/en/faq-categories/umum
Royal Malaysian Customs Department 税関	www.customs.gov.my
Royal Malaysian Police 警察	http://www.rmp.gov.my
Solid Waste and Public Cleansing Management Corporation (SW Corp) 廃棄物処理及び清掃管理法人 (SW コープ)	http://www.swcorp.my/index.php/en/

マレーシアにおける化学品の輸入制度

2016年2月作成

作成者 日本貿易振興機構（ジェトロ）お客様サポート部貿易投資相談課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32

Tel. 03-3582-5651

Copyright(C) 2016 JETRO. All rights reserved.